

令和7年度 西予市育英会奨学生選考基準

(1) 家計基準

ア 応募者の保護者（父母またはこれに代わって家計を支えている者）の審査所得額の合計が189,400円以下であり、修学困難な経済状況にあると認められること。審査所得額とは、課税標準額に100分の6を乗じた額から市町村民税調整控除額及び別表の特別控除額を差し引いた額（100円未満の端数切捨て）とする。

イ すべての市税において、滞納がないこと。

(2) 学力基準

学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者であること。評定平均値が概ね2.5以上であること。

(3) 併願

類似の奨学金制度との併願をしている場合は、採用決定後、どちらかを選択することとし、複数の奨学金制度を利用することは認めない。

別表 特別控除額

控除の種類		特別控除額
多子控除	家計支持者の扶養する子が2人を超えるもの	2人を超えるもの 1人につき4万円
ひとり親控除	家計支持者が父母のうちいずれか一方のみであるもの、又は家計支持者が1人のみであって地方税法第292条第1項第11号に定める寡婦又は同条同項第12号に定めるひとり親であるもの	4万円
自宅外控除 (高校・高専)	貸与を受ける者の在籍校であって、自宅外通学であるもの	2万2千円
自宅外控除 (専門学校・大学)	貸与を受ける者の在籍校であって、自宅外通学であるもの	5万5千円

備考1 多子控除の扶養するこの人数については、住民税情報又は本人申告人数のうち、小さい人数を適用する。

2 家計支持者が2人以上の場合、特別控除額は1人しか適用できない。